

令和8年度久留米市税にかかる催告書封入封緘業務に係る質問に対する回答

| No. | 該当資料名 | 頁 | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|-----|-------|---|--------------|---|--|
| 1 | 仕様書 | 1 | 5 業務体制 (1) | 作業者は最大で6名とあるが、納期対応等の理由により作業者を増やす事は可能でしょうか。 | 可能です。ただし、業務場所の拡充はできず当該業務は業務場所でのみ従事となります。なお、業務場所は個室1部屋（縦約2.75m、横約4m）を想定しており、長机2台を設置する予定です。 |
| 2 | 仕様書 | 2 | 6 業務の詳細 (1) | 催告書には封入後、窓から見える位置に同桁の通し番号は入りますか。 | 英数字で構成された連番が入り、右端5桁が通し番号となりますが、催告書1枚の者と催告書2枚の者で同じ番号となる場合があります。 (例) ZX-01-00001 |
| 3 | 仕様書 | 2 | 6 業務の詳細 (2) | 同一人の催告書を納付書と突き合わせしながらとあるが、突き合わせに必要となるキー（番号等）を教えてください。 | 英数字で構成された連番が入り、右端5桁が通し番号となりますが、催告書1枚の者と催告書2枚の者で同じ番号となる場合があります。 (例) ZX-01-00001 対となる催告書1枚の催告書と催告書1枚用の納付書を分けてお渡しします。 |
| 4 | 仕様書 | 3 | 1 1 厳守事項 (6) | 使用する物品や設備等を庁外へ持ち出ししてはならないとあるが、本作業自体を貴庁舎内で行わなければならないという認識で間違いでしょうか。 | 当該業務を全て庁舎内で行わなければならないという認識で間違いありません。 |
| 5 | 仕様書 | 5 | 1 4 再委託 (1) | 了承を得れば可能とあるが、再委託可能な範囲、条件があればご提示ください。 | 再委託可能な業務範囲に制限はありません。条件として、作業者のうち数名の再委託は妨げませんが、作業者全員の再委託や業務遂行責任者の再委託は不可とします。 |
| 6 | 仕様書 | | 仕様書別紙 | 発送スケジュールについて、8月、12月には固定①市県民①などの表記があるが、1通の封筒に同封ではなく税毎の封入という認識で間違いありませんでしょうか？ | 同一人物であれば1通の封筒に催告書及び催告書記載の滞納税目分（固定①、市県民①など）の納付書を同封することになります。 催告書は人毎に集約、印刷したものを準備するためです。 |
| 7 | | | | | |
| 8 | | | | | |
| 9 | | | | | |
| 10 | | | | | |
| 11 | | | | | |
| 12 | | | | | |
| 13 | | | | | |
| 14 | | | | | |
| 15 | | | | | |
| 16 | | | | | |
| 17 | | | | | |